

# I 雇用均等室で扱った相談、紛争解決の援助、是正指導の状況

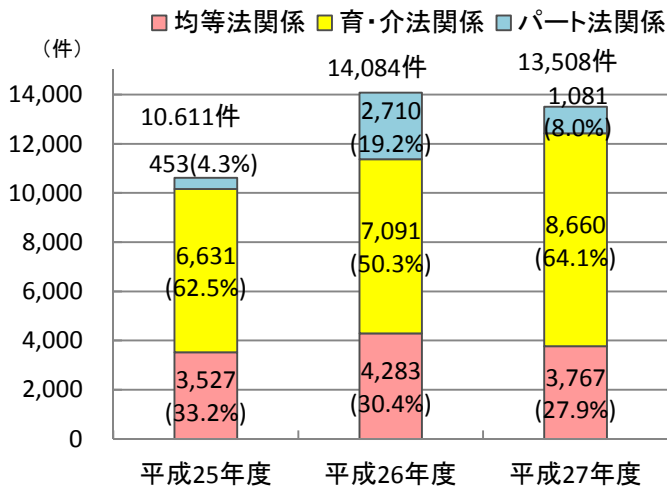
※ 都道府県労働局の組織見直しにより、平成 28 年 4 月 1 日から「雇用均等室」は「雇用環境・均等部」になりました。

## 1 相談の状況

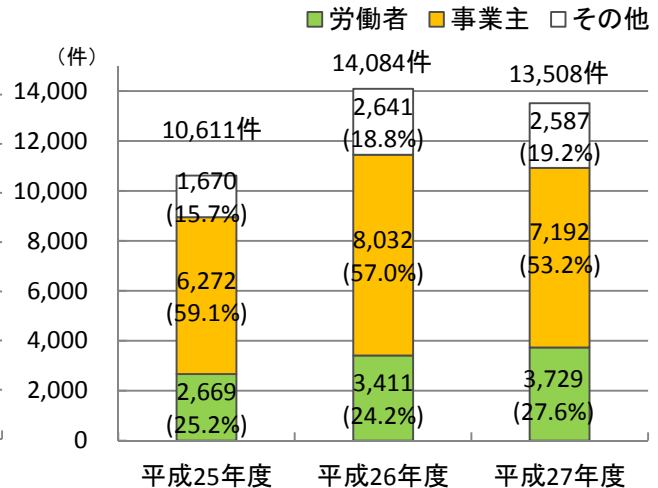
(資料 1-1、1-2、1-3 参照)

- ◆ 平成 27 年度に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、13,508 件(図 I-1)。
- ◆ 事業主からの相談が 7,192 件(53.2%)でパートタイム労働法改正があった前年度から減少した。労働者からの相談は引き続き増加し、前年度に比べ 9.3%増の 3,729 件(27.6%)となった (図 I-2)。
- ◆ 労働者からの相談で、最も多いものが職場のセクシュアルハラスメントに関するもので 1,163 件と高止まりの状況が続いている (表 I-1)。次に多いのが育児関係 882 件、妊娠・出産関係 627 件となっている。
- ◆ 女性労働者からの相談のうち、いわゆるマタニティハラスメント (妊娠・出産、育児休業を理由とする不利益取扱い) に関する相談は、755 件、前年度比 23.4%増と大幅に増加した (表 I-2)。
- ◆ 男性労働者の育児に関する相談についても、52 件と前年度より増加した (表 I-2)。

【図 I-1】 相談状況 (男女雇用機会均等、  
育児・介護休業、パートタイム労働)



【図 I-2】 相談状況 (労働者、事業主、その他)



【表 I-1】 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数の推移 (労働者) (件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
女性	1,787	1,612	1,178	998	803	1,131	1,057
男性	75	112	60	102	28	100	106
計	1,862	1,724	1,238	1,100	831	1,231	1,163

【表 I-2】 妊娠・出産、育児に関する相談の推移 (男女別の集計が可能となった平成 22 年度からの推移) (件)

		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
女性	妊娠・出産関係	321	371	341	524	552	627
	うち不利益関係 (①)	247	280	240	355	379	457
	育児関係	555	702	694	538	705	830
	うち育児休業関係	382	450	487	332	468	540
	うち不利益関係 (②)	264	221	318	230	233	298
マタニティハラスメント関係 (①+②)		511	501	558	585	612	755

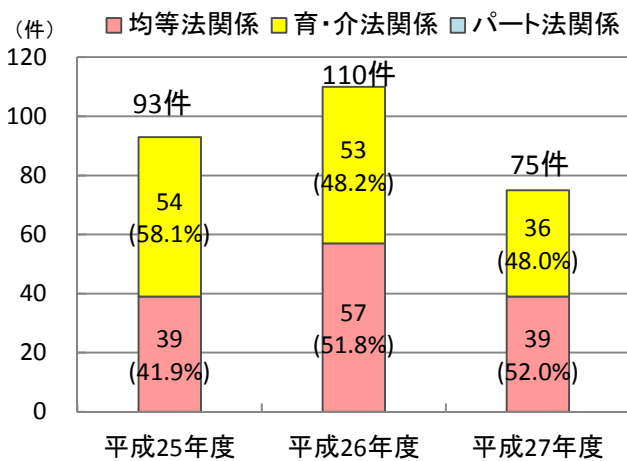
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
男性労働者	育児関係	18	36	46	35	27	52
	うち育児休業関係	10	20	22	20	20	35
	うち不利益関係	7	5	16	8	3	6

## 2 紛争解決援助状況（注1）

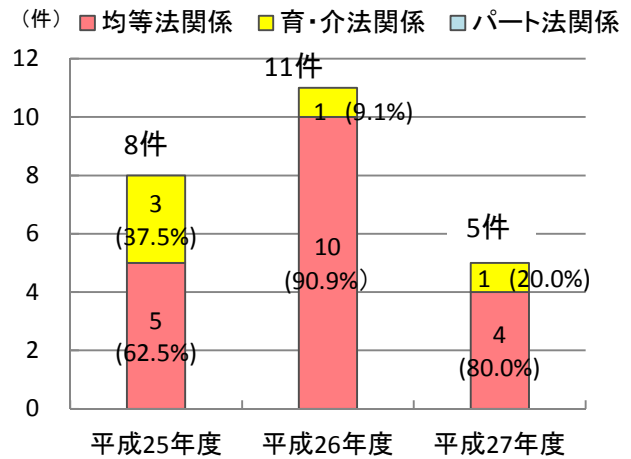
（資料 1-1、1-2、1-3 参照）

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 75 件、調停の申請受理件数は 5 件、合わせて 80 件で前年度(121 件)より減少（図 I-3、I-4）。
- ◆ 申立等受理内容は、妊娠・出産・育児に関する件数が 56 件（妊娠・出産 19 件、育児関係 37 件）と全体の 70.0%を占めた。
- ◆ 平成 27 年度内に援助等が終了した 85 件(前年度受理案件も含む。)のうち、63 件(74.1)%が解決した。

【図 I-3】紛争解決援助申立件数



【図 I-4】調停申請受理件数



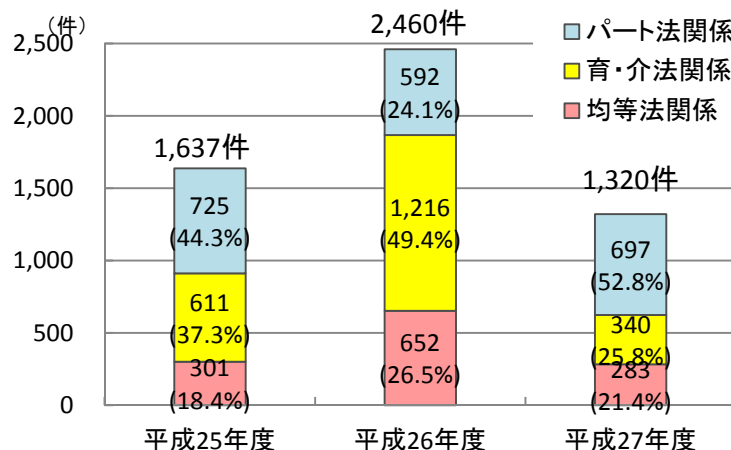
注1)「紛争解決援助」：労働者と事業主の間の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係るトラブルについて、公平な第三者として（1）労働局長、（2）労働局内の調停委員（弁護士や大学教授等で構成）が双方の意見を尊重して解決策を提示し、紛争の解決を図る行政サービス。

## 3 是正指導状況（注2）

（資料 1-1、1-2、1-3 参照）

- ◆ 588 事業場を対象に雇用管理の実態を把握（報告徴収）し、このうち何らかの違反のあった 421 事業場に対して 1,320 件の是正指導を実施（図 I-5）。
- ◆ 前年度から指導中のもも含めて、是正指導を受けた事業場のうち、9 割が年度内に是正。

【図 I-5】



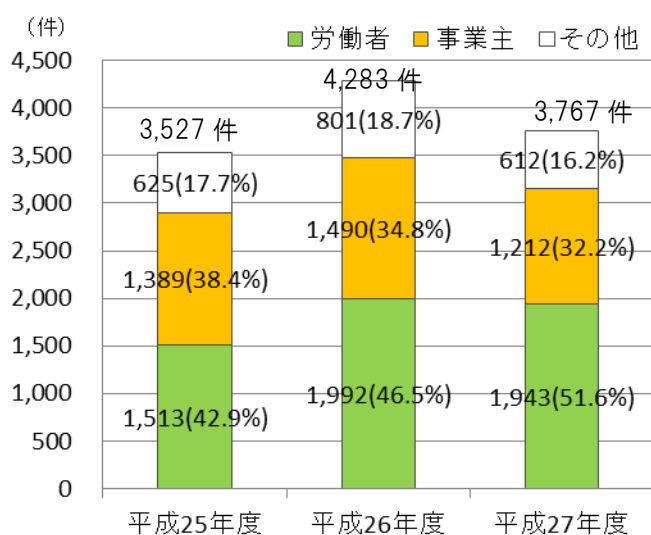
（注2）「是正指導」：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づき、労働局長は法の施行に関して必要な雇用管理の状況について実態を把握（報告徴収）し、事業主に対して、助言、指導、勧告を行うことができる旨が定められている。

## Ⅱ 男女雇用機会均等法の施行状況

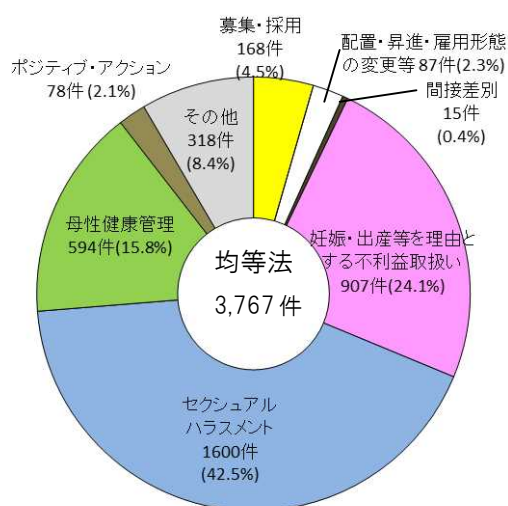
### 1 相談の状況（資料 1-1【表 1】【表 2】）

- ◆ 相談件数は 3,767 件で、相談者の内訳をみると、労働者からの相談割合が全体の 51.6% を占めた。（図Ⅱ-1）
- ◆ 内容別にみると、最も多いのは「セクシュアルハラスメント」に関する相談。次いで、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」、「母性健康管理」が多いが、募集・採用、配置・昇進に関する相談もあり、多様化が見られる。（図Ⅱ-2）

【図Ⅱ-1】相談件数の推移



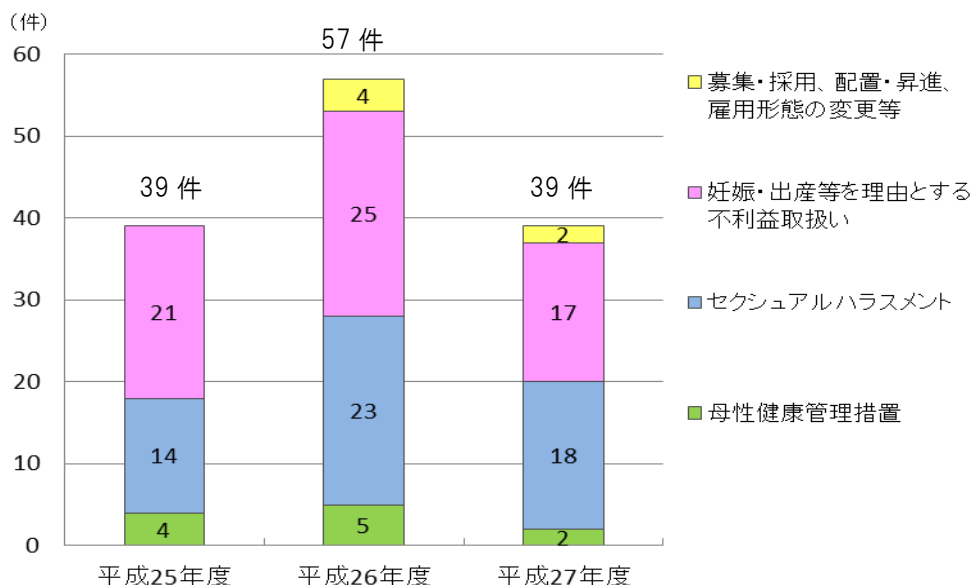
【図Ⅱ-2】相談内容の内訳



### 2 労働局長による紛争解決援助の状況（資料 1-1【表 3】）

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 39 件で、内容は「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」（17 件）と「セクシュアルハラスメント」（18 件）が依然として多い。（図Ⅱ-3）
- ◆ 「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」では、「解雇・退職強要」或いは「契約更新をしない」が 13 件と多いが、「給与や手当等の減額」（4 件）の援助申立もあった。
- ◆ 「セクシュアルハラスメント」の状況をみると、男女雇用機会均等法第 11 条に定めるセクシュアルハラスメント対策が実施されていない或いは実効性あるものとなっていないことが確認された事案が 12 件あった。
- ◆ 平成 27 年度に援助を終了した 42 件（前年度繰り越し分を含む）のうち、26 件（61.9%）が解決して終了した。

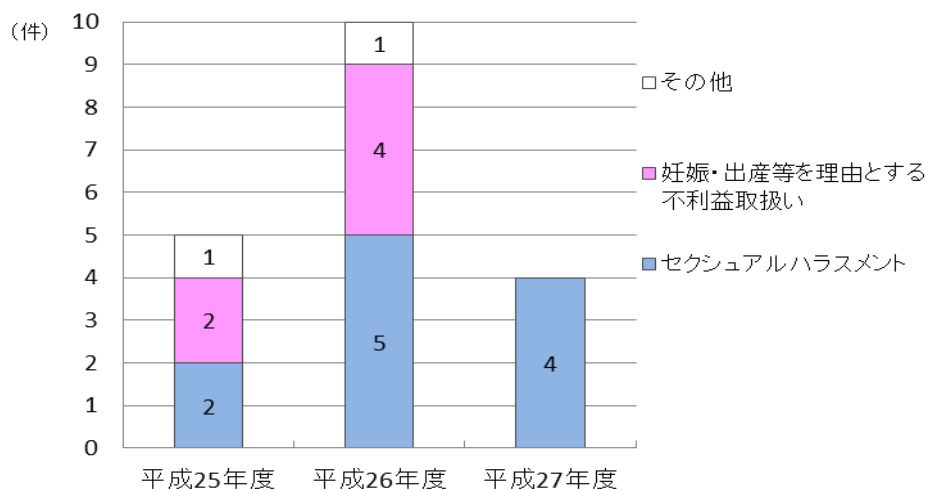
【図Ⅱ-3】 紛争解決援助申立件数の推移



### 3 機会均等調停会議による調停の状況（資料 1-1【表 4】）

◆ 調停申請受理件数は 4 件で、内容は「セクシュアルハラスメント」であった（図Ⅱ-4）。

【図Ⅱ-4】 調停申請受理件数の内訳



### 4 是正指導の状況（資料 1-1【表 5】）

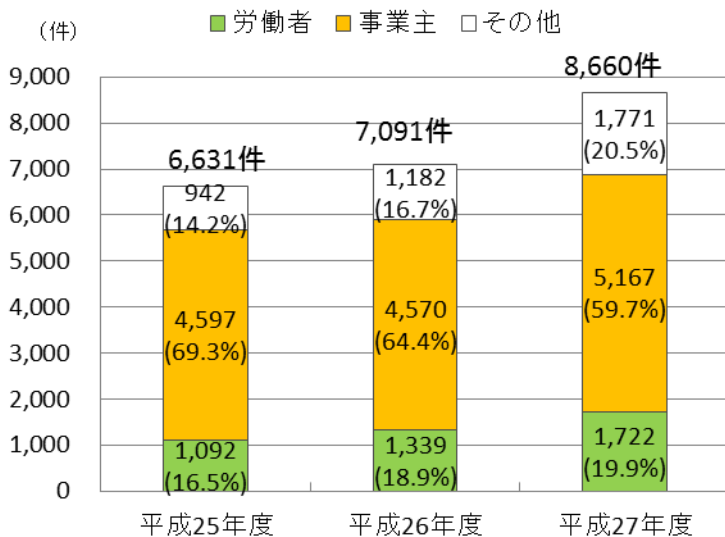
- ◆ 277 事業所を対象に男女雇用機会均等法第 29 条に基づく報告徴収を実施し、このうち何らかの違反があった 119 事業所に対して 283 件の是正指導を行った。
- ◆ 指導事項としては「セクシュアルハラスメント」の対策不備に関するもの(43.5%)、「母性健康管理」に関する規定整備(47.7%)が多数を占めている。
- ◆ 前年度からの指導中のものも含め、全体の 97.6%が年度内には是正されている。

## Ⅲ 育児・介護休業法の施行状況

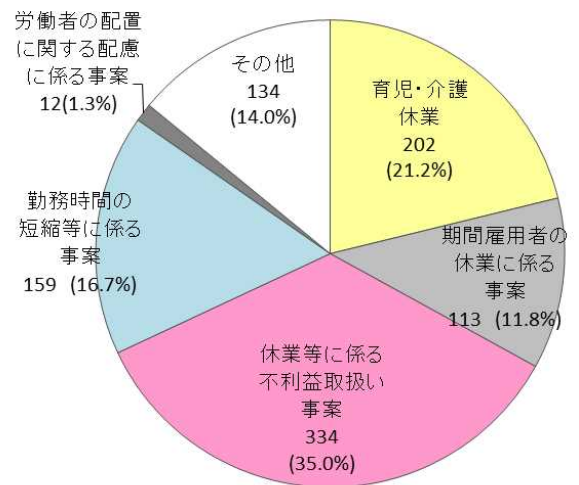
### 1 相談の状況（資料 1-2【表 1】【表 2】）

- ◆ 相談件数は、8,660 件であった。相談者の内訳をみると、事業主が最も多く全体の 59.7% を占めている（図Ⅲ-1）。
- ◆ 労働者からの相談は、1,722 件と前年度に比べて 28.6%増と引き続き増加している。また、事業主からの相談件数は増加しているものの、他の属性の相談件数が増加しており、相談件数全体に占める事業主からの相談件数割合は減少している。
- ◆ 労働者からの自らの権利行使に関わる相談について、相談内容別にみると、「育児休業や介護休業その他の制度の利用の申出、取得等したこと等により不利益取扱いを受けた」という相談が最も多く全体の 35.0%となっている。  
次いで「休業取得」に関する相談が多く、全体に占める割合は 21.2%と前年度（19.4%）より増加している。（図Ⅲ-2）

【図Ⅲ-1】 相談件数の推移



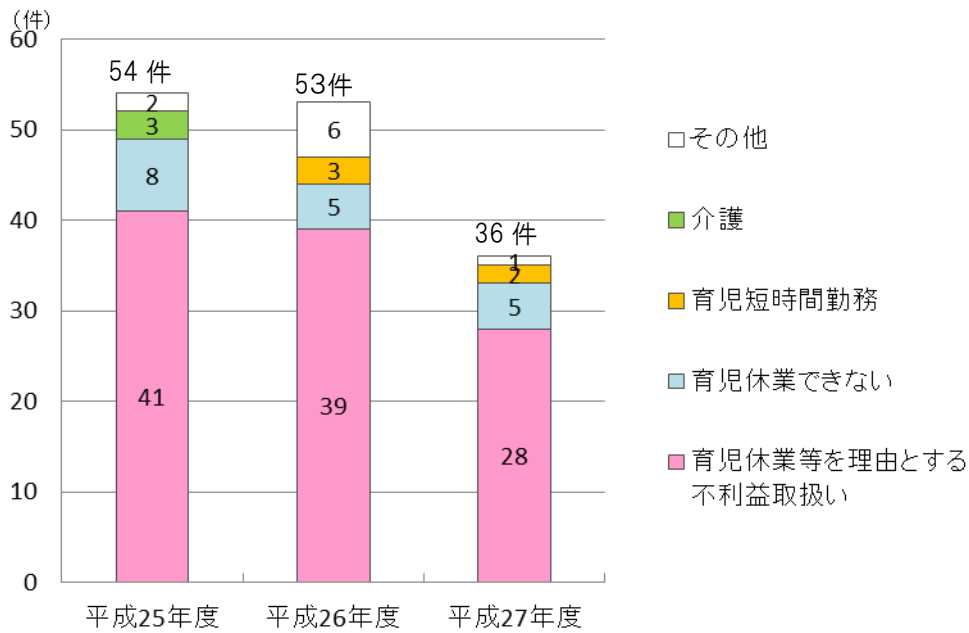
【図Ⅲ-2】 労働者からの自らの権利行使に関わる相談内容の内訳(計 954 件)



### 2 労働局長による紛争解決援助の状況（資料 1-2【表 3】）

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は 36 件であった。（図Ⅲ-3）
- ◆ 申立の内容をみると、「育児休業等に係る不利益取扱い」が最も多く 28 件。次いで、「育児休業できない」が 5 件となっている。
- ◆ 申立者の属性でみると、正規労働者からの申立ては 22 件、非正規労働者からの申立ては 14 件であった。
- ◆ 非正規労働者からの申立の内訳は、「育児休業できない」が 3 件、「育児休業取得等を理由とした不利益取扱い」が 10 件となっている。
- ◆ 平成 27 年度に援助を終了した 43 件（前年度繰り越し含む）のうち、37 件（86.4%）が解決した。

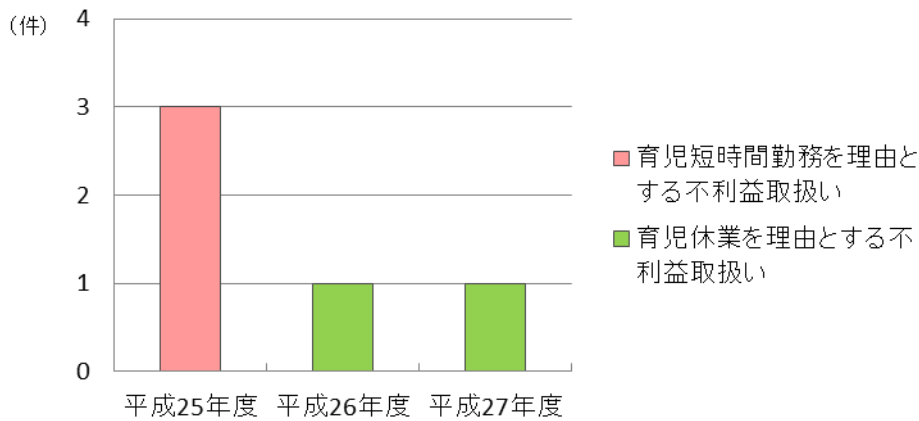
【図Ⅲ-3】 紛争解決援助申立件数の推移



### 3 両立支援調停会議による調停の状況（資料 1-2【表 4】）

◆ 調停申請受理件数は 1 件で、申請の内容は「育児休業を理由とする不利益取扱い」であった。（図Ⅲ-4）

【図Ⅲ-4】 調停申請受理件数の推移



### 4 是正指導の状況（資料 1-2【表 5】）

- ◆ 103 事業所を対象に報告徴収を実施し、このうち何らかの育児・介護休業法上問題のあった 102 事業所に対し、340 件の是正指導を行った。
- ◆ 指導事項としては「育児・介護のための所定労働時間の短縮措置」が最も多く、次いで「育児休業」、「介護休業」が多くなっている。
- ◆ 前年度から指導中のものも含め、全体の 96.7%が平成 27 年度中に是正されている。

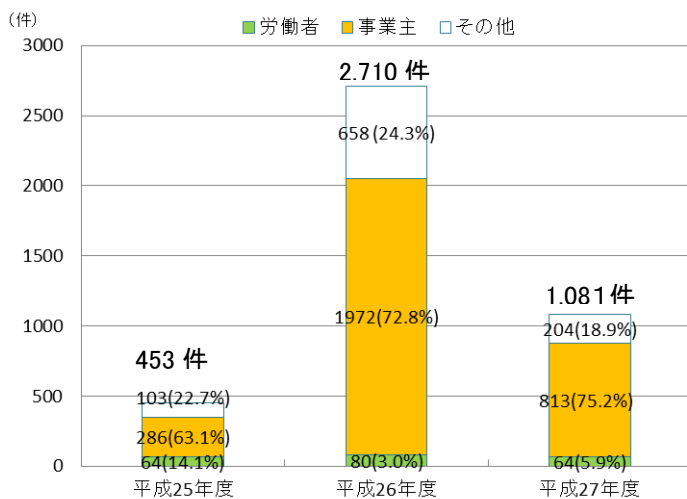


## IV パートタイム労働法の施行状況

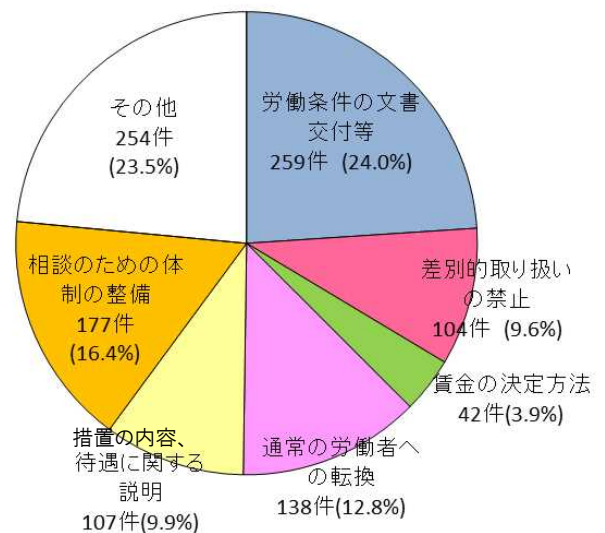
### 1 相談の状況（資料 1-3【表 1】）

- ◆ 相談件数は 1,081 件で、改正パートタイム労働法に関する相談が多く寄せられた前年度に比べて大幅に減少した。相談者の内訳をみると事業主からの相談が全体の 75.2%を占めた（図IV-1）。
- ◆ 内容別にみると、最も多いのは「労働条件の文書交付等」に関する相談。次いで、「相談のための体制の整備」、「通常の労働者への転換」となっている（図IV-2）。

【図IV-1】 相談件数の推移



【図IV-2】 相談内容の内訳



### 2 是正指導の状況（資料 1-3【表 4】）

- ◆ 208 事業所を対象にパートタイム労働法第 18 条に基づく報告徴収を実施し、このうち何らかの違反があった 200 事業所に対して 697 件の是正指導を行った。
- ◆ 指導事項としては「労働条件の文書交付等」に関するもの、「通常の労働者への転換」に関する規定整備、「措置の内容の説明」に関するものが多数を占めている。
- ◆ 前年度からの指導中のものも含め、全体の 100.0%が年度内には是正されている。

東京労働局における男女雇用機会均等法の施行状況（H27年度）

資料1-1

【表1】 相談 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
募集・採用	242	192	168
配置・昇進・雇用形態の変更等	115	138	87
間接差別	123	108	15
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	681	776	907
セクシュアルハラスメント	1,280	1,799	1,600
母性健康管理	687	651	594
ポジティブ・アクション	87	175	78
その他(※)	312	444	318
合 計	3,527	4,283	3,767

※ その他は深夜業に従事する女性労働者への措置（均等則第13条）、各労働条件関係等を含む。

【表2】 (表1のうち)労働者からの相談 (件)

事 項	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
募集・採用	18	6	5	15	7	9
配置・昇進・雇用形態の変更等	6	24	7	31	4	27
間接差別	1	2	1	2	0	0
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0	357	0	384	1	466
セクシュアルハラスメント	28	803	100	1,131	106	1,057
母性健康管理	0	169	0	173	0	170
ポジティブ・アクション	0	3	2	3	0	1
その他(※)	3	93	2	136	5	90
合 計	56	1,457	117	1,875	123	1,820

※ その他は深夜業に従事する女性労働者への措置（均等則第13条）、各労働条件関係等を含む。

【表3】 労働局長による紛争解決援助申立受理 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
募集・採用	0	1	0
配置・昇進・雇用形態の変更等	0	3	2
間接差別	0	0	0
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	21	25	17
セクシュアルハラスメント	14	23	18
母性健康管理	4	5	2
合 計	39	57	39

【表4】 機会均等調停会議による調停申請受理 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
配置・昇進・雇用形態の変更等	0	0	0
間接差別	0	0	0
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	2	4	0
セクシュアルハラスメント	2	5	4
母性健康管理	1	1	0
合 計	5	10	4

【表5】 是正指導 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度からの 継続 (A)	当年度内の 是正 (B)
募集・採用	45	42	21	1	22
配置・昇進・雇用形態の変更等	3	5	0	0	0
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	0	1	4	0	4
セクシュアルハラスメント	87	353	123	11	127
母性健康管理	166	251	135	0	135
合 計	301	652	283	12	288

\* 是正率 = B ÷ (A + 平成27年度) × 100  
97.6% = 288 ÷ (12 + 283) × 100



東京労働局における育児・介護休業法の施行状況

資料1-2

【表1】 相談 (件)

事 項		平成25年度	平成26年度	平成27年度
育児関係	育児休業関係	2,620	3,128	4,082
	子の看護休暇関係	259	249	265
	所定外労働の制限関係	172	145	197
	時間外労働の制限関係	121	98	136
	深夜業の制限関係	125	99	107
	勤務時間の短縮等の措置関係	1,282	1,246	1,540
	勤務時間の短縮等に準ずる措置関係	68	61	93
	その他(※)	643	766	819
小 計	5,290	5,792	7,239	
介護関係	介護休業関係	677	683	813
	介護休暇制度関係	256	245	241
	時間外労働の制限関係	44	29	29
	深夜業の制限関係	43	20	30
	勤務時間の短縮等の措置関係	158	173	188
	勤務時間の短縮等に準ずる措置関係	70	70	42
	その他(※)	90	76	77
小 計	1,338	1,296	1,420	
職業家庭両立推進者	3	3	1	
合 計	6,631	7,091	8,660	

※ その他は労働者の配置に関する配慮関係、休業期間等の通知関係を含む。

【表2】 (表1のうち)労働者からの権利等に関する相談 (件)

事 項	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
育児関係	育児休業関係(期間雇用者又は不利益取扱い関係を除く)	9	60	13	117	24	139
	期間雇用者の休業関係	3	42	4	118	5	103
	子の看護休暇関係	1	4	0	13	1	12
	休業等に係る不利益取扱い関係	9	262	3	237	6	324
	所定外労働の制限関係	2	13	1	14	2	17
	時間外労働の制限関係	0	2	0	4	2	4
	深夜業の制限関係	3	8	0	8	0	8
	勤務時間の短縮等の措置関係	5	101	2	141	6	150
	勤務時間の短縮等に準ずる措置関係	0	9	0	6	1	5
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	7	0	7	1	9
	その他(※)	3	30	4	40	4	59
小 計	35	538	27	705	52	830	
介護関係	介護休業関係(期間雇用者又は不利益取扱い関係を除く)	1	10	8	13	6	33
	期間雇用者の休業関係	0	1	2	3	2	3
	介護休暇関係	1	3	1	5	2	11
	休業等に係る不利益取扱い関係	0	6	0	0	1	3
	時間外労働の制限関係	0	0	1	0	0	0
	深夜業の制限関係	0	0	0	1	0	1
	勤務時間の短縮等の措置関係	0	0	1	5	2	1
	勤務時間の短縮等に準ずる措置関係	1	0	0	1	0	0
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	1	0	1	0	2	0
	その他(※)	0	1	2	1	2	3
小 計	4	21	16	29	17	55	
合 計	39	559	43	734	69	885	

※ その他は紛争解決援助制度に係る不利益取扱い事案、休業期間等の通知関係を含む。

【表3】 労働局長による紛争解決援助申立受理

(件)

事 項		平成25年度	平成26年度	平成27年度
育児関係	休業に関する事案	8	5	5
	看護休暇に関する事案	0	0	0
	休業等に係る不利益取扱いに関する事案	41	39	28
	時間外労働の制限に関する事案	0	1	0
	所定労働時間の短縮措置等に関する事案	0	3	2
	労働者の配置に関する配慮に関する事案	2	4	1
小 計		51	52	36
介護関係	休業に関する事案	1	0	0
	休業等に係る不利益取扱いに関する事案	2	0	0
	労働者の配置に関する配慮に関する事案	0	1	0
	小 計	3	1	0
合 計		54	53	36

【表4】 両立支援調停会議による調停申請受理

(件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
休業等に係る不利益取扱いに関する事案	0	1	1
所定労働時間の短縮措置等に関する事案	3	0	0
合 計	4	1	1

【表5】 是正指導

(件)

事 項		平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度からの 継続 (A)	当年度内の 是正 (B)
育児関係	休業制度	74	99	26	17	42
	子の看護休暇	32	30	8	10	18
	所定外労働の制限	30	33	10	9	19
	時間外労働の制限の制度	36	52	17	12	27
	深夜業の制限の制度	17	20	8	4	11
	所定労働時間の短縮措置（法に基づくものに限る）	48	111	36	19	51
小 計		237	345	105	71	168
介護関係	休業制度	45	91	23	14	34
	介護休暇	29	25	8	10	17
	時間外労働の制限の制度	21	37	12	8	18
	深夜業の制限の制度	15	23	7	5	11
	所定労働時間の短縮措置（法に基づくものに限る）	33	95	29	16	43
小 計		143	271	79	53	123
その他		231	600	156	48	204
合 計		611	1,216	340	172	495

※ その他については、休業期間等の通知等を含む。

※是正率= B ÷ ( A + 平成27年度 ) × 100

96.7%= 495 ÷ ( 340+172 ) × 100

東京労働局におけるパートタイム労働法の施行状況（H27年度）

資料1-3

【表1】 相談 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
労働条件の文書交付等	62	32	259
差別的取り扱いの禁止	37	62	104
賃金の決定方法	24	12	42
通常の労働者への転換	99	77	138
措置の内容の説明			78
待遇に関する説明	12	16	29
相談のための体制整備			177
その他	219	2,511	254
合 計	453	2,710	1,081

※ その他はパートタイム労働指針、年休、解雇、社会保険等を含む。

【表2】 労働局長による紛争解決援助申立受理 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
労働条件の文書交付等	0	0	0
差別的取り扱いの禁止	0	0	0
賃金の決定方法	0	0	0
通常の労働者への転換	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

【表3】 均衡待遇調停会議による調停申請受理 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度
労働条件の文書交付等	0	0	0
差別的取り扱いの禁止	0	0	0
賃金の決定方法	0	0	0
通常の労働者への転換	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

【表4】 是正指導 (件)

事 項	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年度からの 継続 (A)	当年度内の 是正 (B)
労働条件の文書交付等	171	178	156	0	156
就業規則の作成手続	65	46	43	0	43
差別的取扱いの禁止	0	0	1	0	1
賃金	144	59	19	0	19
教育訓練	6	0	0	0	0
福利厚生施設	0	0	0	0	0
通常の労働者への転換	162	145	114	1	115
措置の内容の説明			100	0	100
待遇に関する説明	0	0	0	0	0
相談のための体制の整備			53	0	53
その他	177	164	211	0	211
合 計	725	592	697	1	698

\* 是正率 = B ÷ (A + 平成27年度) × 100

100.0% = 698 ÷ (1 + 697) × 100

※注 「措置の内容の説明」「相談のための体制の整備」は平成26年のパートタイム労働法改正により追加された事項のため、平成27年度より集計。